



平成27年度 後期高齢者医療制度の 歯科健康診査について



後期高齢者医療制度に加入されている節目の年齢の方を対象に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健康診査を実施します。

健康診査の対象となる方は、ぜひ受診しましょう。

対象者

平成26年中に節目の年齢になられた方（昭和14年、昭和9年、昭和4年生まれの方）および大正13年生まれ以前の方

ただし、長期入院患者や施設入所者は対象外です。

〔長期入院患者や施設入所者の方は、すでに健康状態を把握され、医師や施設管理者等の指導を受けていると考えられることから、歯科健康診査の対象者から除いています。〕

なお、対象者には歯科健診受診券のはがきが送付される予定です。長期入院患者・施設入所者の方にはがきが届くこともありますが、対象外ですので健診はご遠慮ください。

受診場所 徳島県歯科医師会会員で後期高齢者の歯科健診を実施する歯科医院

※受診可能な歯科医院の一覧表を市町村窓口・広域連合窓口で配布予定です。

また、広域連合および県歯科医師会のホームページに掲載予定です。

受診方法 事前に電話等にて健診実施歯科医院にご予約のうえ、受診してください。

健診項目 問診、口腔内診査、口腔機能評価等

受診費用 無料

受診期間 10月1日(木)～11月30日(月)

持参物 後期高齢者医療被保険者証、歯科健診受診券のはがき

その他注意事項

- 健診の予約日を忘れないようにしてください。
- 歯科健診は期間中に1回のみです。後日重複受診が判明した場合は費用を請求させていただきますのでご了承ください。
- 歯科健診自体は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となりますのでご注意ください。
- 健診結果は訪問指導のため市町村に情報提供される場合がありますので、ご了承ください。

後期高齢者医療制度の歯科健康診査に関する問い合わせは

徳島市川内町平石若松78番地1

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課（☎088-677-3666）へ